人事異動

法　務　省

（東京区検察庁公判部長）副検事　今間　三郎
東京区検察庁刑事部長を命ずる
東京区検察庁公判部長を免ずる
（東京区検察庁道路交通部長）同　殿井　憲一
東京区検察庁公判部長を命ずる
東京区検察庁道路交通部長を免ずる
（東京区検察庁副検事）同　高野澤　政志
東京区検察庁道路交通部長を命ずる
（立川区検察庁副検事）同　草山　哲明
東京区検察庁副検事に配置換する
（武蔵野区検察庁副検事）同　濵田　立
立川区検察庁副検事に配置換する
（町田区検察庁副検事）同　井筒　雅章
武蔵野区検察庁副検事に配置換する
（東京区検察庁副検事）同　上山田　武司
検察庁区検察庁副検事に配置換する（以上十一月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十一月十八日オマーン国の国祭日につき、同月十七日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

天皇陛下は、十一月十八日ラトビア国の独立記念日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から九月十八日マルタ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十日御答信があつた。

天皇陛下から八月二十六日モルドバ国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、十月二十一日御答信があつた。

御答電

天皇陛下から十月十三日エジプト国大統領閣下へ発せられた御祝電に対し、同月二十三日御答電があつた。

天皇陛下から十月九日スペイン国国王陛下へ発せられた御祝電に対し、同月二十六日御答電があつた。

天皇陛下から九月十八日サウジアラビア国二聖モスクの守護者国王へ発せられた御祝電に対し、十月三十日御答電があつた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

秋田労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間804円」を「１時間818円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月24日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間738円」を「１時間751円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月24日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間776円」を「１時間790円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月24日から効力を生ずる。

秋田労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、秋田県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金（平成20年秋田労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

秋田労働局長　小林　泰樹

第４号中「１時間765円」を「１時間781円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月24日から効力を生ずる。

福島労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、福島県非鉄金属製造業最低賃金（平成20年福島労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

福島労働局長　引地　睦夫

第４号中「１時間802円」を「１時間816円」に改める。

栃木労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金（平成20年栃木労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

栃木労働局長　堀江　雅和

第４号中「１時間821円」を「１時間835円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間819円」を「１時間833円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

静岡労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、静岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年静岡労働局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

静岡労働局長　野村　栄一

第４号中「１時間836円」を「１時間851円」に改める。

附　則

この決定は、平成27年12月31日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第11号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年 11 月 19 日

兵庫労働局長　中山　明広

第４号中「１時間786円」を「１時間797円」に改める。

附　則

この決定は、平成28年２月１日から効力を生ずる。